平成２２年（フ）第６１号
長崎県雲仙市小浜町山畑1691番地第１
債務者　松永　好信
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第６５号
長崎県島原市浦田２丁目642番地２
債務者　松﨑　定美
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第６７号
長崎県島原市萩が丘２丁目5676番地１　Ｂ304号
債務者　若松まゆみ
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第２３６号
長崎県佐世保市吉井町春明245番地１
債務者　石川　和子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２３７号
長崎県佐世保市吉井町春明245番地１
債務者　石川由布子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３８８号
青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森130番地32
債務者　長島　貴子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３７３号
和歌山県紀の川市貴志川町長原458番地13
債務者　安樂　秀之
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４０８号
和歌山市毛見1105番地の１　メゾン浜の宮Ⅱ402
債務者　梅本　洋生
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４１６号
和歌山県岩出市山786番地の10
債務者　有馬　　隆
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４１９号
和歌山市島橋東ノ丁２番６号
債務者　森田　美佐（旧姓久木田）
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４２０号
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1784番地３
債務者　宮原　岩男
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４２１号
和歌山市島橋東ノ丁３番12号
債務者　新開　史子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４２８号
和歌山県海南市重根831番地
債務者　岡本　道代
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４３０号
和歌山県岩出市根来30番地の11　シャルマンフジ５番館506号
債務者　髙原　　保
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４３６号
和歌山市栄谷225番地の２
債務者　西畑　政次
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４４４号
和歌山市北出島168番地の７
債務者　山下　明義
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４４５号
和歌山市有本186番地　池尻マンション308
債務者　小守　　穣
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係